

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	県税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・番号制度に関する税務上の措置として、地方税の申告書、申請書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられており、青森県は特定個人情報を保有することになる。
- ・青森県（総務部税務課及び各地域県民局県税部）は、県税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を任務としており、県税の賦課徴収に関する事務を行うに当たって税務電算システムが利用されている。
- ・税務電算システムは、申告・納税の事績や各種情報を入力することにより、県税の賦課徴収に関する情報を一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入されたコンピュータシステムである。
- ・税務電算システムについては、青森県情報セキュリティ基本方針及び青森県情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策の具体的な手順等を定めた情報セキュリティ実施手順を作成し、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する等により、情報セキュリティ対策を講じている。

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和4年10月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による県税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は県税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務並びに地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行う。 【主な内容】 1. 納税義務者等の申告等に基づき、税額の決定、納税通知書の送付等を行う課税事務 2. 県税徴収金の収納・還付・充当、納税証明書の発行等を行う収納事務
③システムの名称	税務電算システム、滞納管理システム、国税連携システム(eLTAX)、青森県電子申請・届出システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
県税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の24の項及び132の項 ・第9条第2項 ・第9条第5項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条及び第72条 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号 別表第2の38の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第21条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務学事課文書・情報公開グループ 電話:017-734-9083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	青森県総務部税務課 〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1 電話:017-734-9064

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書及び全項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月4日	I . 5. ②	税務課長 上館 誠吾	税務課長 織田 勝則	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
平成30年11月6日	I . 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の16の項及び89の項 ・第9条第2項 ・第9条第5項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の16の項及び89の項 ・第9条第2項 ・第9条第5項	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
平成30年11月15日	II . 1 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成30年10月1日	事後	基礎項目評価の再実施による
平成30年11月15日	II . 2 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成30年10月1日	事後	基礎項目評価の再実施による
令和1年6月25日	IV リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和3年9月8日	I . 4. ②	番号法 ・第19条第7項 別表第2の28の項	番号法 ・第19条第8号 別表第2の28の項	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
令和4年10月25日	I . 1. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第21条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第21条	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
令和4年10月25日	I . 3	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による県税の賦課徴収又は県税に関する事務並びに地方法人特別税等に関する事務並びに地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行う。 【主な内容】 (略)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による県税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は県税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務並びに地方法人特別税等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を行う。 【主な内容】 (同左)	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
令和4年10月25日	I . 4. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第1の16の項及び89の項 ・第9条第2項 ・第9条第5項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 别表第1の24の項及び132の項 ・第9条第2項 ・第9条第5項	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
令和4年10月25日	I . 7	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務学事課情報公開グループ 電話:017-734-9083	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務学事課文書・情報公開グループ 電話:017-734-9083	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)